

社会福祉法人アール・ド・ヴィーヴル役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人アール・ド・ヴィーヴル（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であり、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤役員 報酬
- (2) 非常勤役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(職員を兼務する理事の報酬及び職員給与の取扱い)

第5条 前2条の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬は支給しない。但し、正規の勤務時間外に法人の職務を遂行した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 役員および評議員への報酬は、その都度、現金で支給する。

- 2 本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。但し、振り込み手数料を差し引いた額を振り込むこととする。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替

金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年1月27日（評議員会の議決日）から施行し、令和4年12月22日（法人設立日）から適用する。

別表1 役員報酬（職員として給与を支給される理事およびみなし会議を除く）

(1) 理事

区 分	日額
理事会への出席（オンライン参加含む）	1万円
法人業務のための出勤	1万円

(2) 監事

区 分	日額
各会議への出席(オンライン参加を含む)	1万円
法人業務のための出勤	1万円
監査業務	1万円

別表2 評議員の報酬

区 分	日額
評議員会への出席(オンライン参加を含む)	1万円
法人業務のための出勤	1万円